

## 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則 の改正に係る意見公募要領

横浜市では、「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」に基づき、狭あい道路の拡幅整備事業を進めていますが、災害時の避難や緊急車両の通行、救援活動の円滑化に向けて、道路状整備（段差のない整備）をより推進していくため、「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則」の改正を予定しています。

つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

### 1 御意見公募期間

令和6年3月1日（金）から令和6年4月1日（月）まで

（電子メール、FAX、持参の場合は必着。郵送の場合は当日消印有効。）

### 2 御意見提出方法

意見提出書に御住所・お名前等を明記の上、次のいずれかの方法により、御提出願います。

なお、電話での御意見は、御遠慮くださいますようお願いいたします。

#### （1）電子メールの場合

電子メールアドレス：[kc-kyoai@city.yokohama.jp](mailto:kc-kyoai@city.yokohama.jp)

お手数ですが、メールの表題を【意見】としてください。

#### （2）FAXの場合

FAX番号：045-663-3255

#### （3）郵送又は持参の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 25階

横浜市 建築局 建築防災課 狭あい道路担当 あて

### 3 注意事項

（1）いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。なお、公募期間終了後に、内容ごとに整理して、本市の考え方を公表します。

（2）いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。

（3）御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案への意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

（4）その他個人情報については、個人情報の保護に関する法律にしたがい適切に取り扱います。

### 4 御不明な点についてのお問合せ先

横浜市 建築局 建築防災課 狭あい道路担当 あて

電話：045-671-4544

※ 電話による御意見は御遠慮くださいますようお願いいたします。

以上